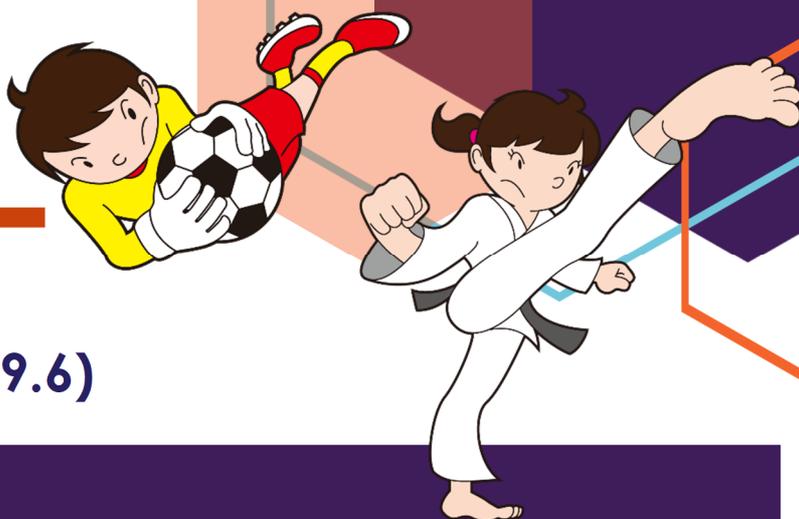


宮城高校教育ネットワークユニオン

ニュースレター



部活動問題 討議資料(2019.9.6)

宮城ネットは提案します 部活動インストラクター制度

高校現場での導入を考えてみませんか？

宮城ネットは今年の夏、横浜市で行われた「第3回全国高校学習・運動交流2019 神奈川集会」に参加し、日教組加盟高校組織間で交流を行いました。



そこでは高校現場の様々な問題について意見交換が行われましたが、働き方改革の一環として「部活問題」も議論されました。

スポーツ庁のガイドラインを受けて各県でも部活動ガイドラインが作成され、部活動の時間的制限が行われているところで

す。しかし部活動に熱心な教職員も多く、問題の解決には至っていない一方で、「部活動インストラクター制度」で成果をあげている単組もありました。

部活動の問題点としては、

- ①部活動の指導や引率等の業務が忙しく、本来業務である授業準備や教材研究等の時間が食われる。
- ②休日も部活動指導が入り、休むことができない。
- ③働いても微々たる特殊勤務手当

(休日のみ)で、タダ働き同然。しかし何かあれば責任は取られる。

④その部活動の専門性がないにもかかわらず顧問をしなければならない。安全管理等で重大な問題を抱える。

⑤教職員の自主的な労働にもかかわらず、校長から校務分掌として委嘱される。事実上の強制となっている。



宮城ネットは神奈川集会から学んだ「部活動インストラクター制度」を宮城県でも導入するよう求めます。

部活動インストラクター制度とは こんな制度です

部活動は生徒たちの豊かな人間性や社会性の育成にも貢献できる教育的意義が非常に高い活動です。しかしそれは教職員の無償労働の上に成り立っていることも事実です。

現実問題として部活動のすべてを現場の教職員が担うことはもはや限界である、宮城ネットはそう考えます。そして宮城ネットは、専門的な技術指導や引率指導等を顧問と分担して行う「部活動インストラクター制度」の導入を提案しています。

(注)引率者について、高体連は教諭であることを求めています。

職務内容は？

顧問教諭とともに指導の中で、特に専門的な技術指導等の補助をおこないます。

身分は？

一定の学識または経験に基づいて委嘱される特別職公務員とします。

委嘱期間は同一会計年度内で年度毎の委嘱契約とします。当然継続は可能です。

社会保険の適用は？

労働者災害補償保険法を適用させます。

指導している時に、故意または過失により生徒に怪我をさせたような場合は、国家賠償法の適用となります。

単独引率指導は？

県教委の行う講習会の修了者または教職経験のある者について、校長の判断により単独引率を可能とします。(注)

どんな人が インストラクターに？

その部活動の同窓生が想定されます。その他に指導力のある外部の専門家等も可能性として考えられます。学生や職業を持つ人であっても、短時間の特別職公務員として位置付けるので、自身の休日を中心にインストラクター業務を行うことになります。



宮城高校教育ネットワークユニオン（日本教職員組合）

〒980-0802 仙台市青葉区二日町1-4-1 4 関二日町ビル

TEL/fax 022-713-8728 ✉miyagi@ic-net.or.jp